

# 地震保険の概要

## 1. 地震保険とは

地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償

- (1) 居住用建物またはその建物に収容されている家財を対象
- (2) 法律（「地震保険に関する法律」）に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営
- (3) 一定規模以上の支払保険金が生じた場合、保険金の一部を政府が負担（政府再保険）
- (4) 契約者からの保険料を準備金として積立（必要経費を除いたすべて）
- (5) 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することが目的

## 2. 地震保険の必要性

○ 火災保険では、地震による火災（延焼・拡大を含む）は補償されない。

【理由】地震リスクは、次の3点から通常の損害保険になじまない性質を有する。

- ①発生時期・頻度の予測の困難性
- ②巨大損害の可能性
- ③広域災害の可能性

⇒ 政府と民間の共同運営による「地震保険」が必要

### 3. 地震保険の誕生と改善(概要)

年	主な地震と地震保険制度の改定	改定内容等
1964年(昭和39年)	新潟地震 発生	これを契機に地震保険創設への要望が高まる
1966年(昭和41年)	「地震保険に関する法律」制定 地震保険制度発足	「全損」のみ補償 付保割合(付帯される保険の30%) 加入限度額(建物90万円、家財60万円)
1978年(昭和53年)	宮城県沖地震 発生	
1980年(昭和55年)	補償内容の改定 付保割合の引上げ 加入限度額の引上げ 保険料率の見直し	「全損」に加え、「半損」も補償 付保割合(火災保険の30%~50%) 加入限度額(建物1,000万円、家財500万円)
1987年(昭和62年)	千葉県東方沖地震 発生	
1989年(平成元年)	伊豆半島沖群発地震 発生	
1991年(平成3年)	補償内容の改定 保険料率の見直し	「全損」「半損」に加え、「一部損」も補償
1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災 発生	
1996年(平成8年)	家財の補償内容の改定 加入限度額の引上げ 保険料率の見直し	家財の半損に対する支払割合の変更(10%→50%) 加入限度額(建物5,000万円、家財1,000万円)
2001年(平成13年)	割引制度の導入 保険料率の見直し	「建築年割引」および「耐震等級割引」の導入
2007年(平成19年)	地震保険料控除制度の創設	保険料控除の限度額(所得税50,000円、個人住民税25,000円)
2007年(平成19年)	料率算出方法の改定 割引制度の拡充 保険料率の見直し	「確率論的地震動予測地図」を算出に適用 「免震建築物割引」および「耐震診断割引」の追加
2010年(平成22年)	建物の構造区分の改定	「建物の種類」と法令上の「建物の性能」で建物の構造区分を判定
2011年(平成23年)	東日本大震災 発生	
2014年(平成26年)	割引制度の見直し 保険料率の見直し	「免震建築物割引」および「耐震等級割引(耐震等級3および2)」の割引率拡大
2016年(平成28年)	熊本地震 発生	
2017年(平成29年)	補償内容の改定 割引制度の見直し 保険料率の見直し	損害区分の細分化(「半損」を「大半損」「小半損」に分割)

## 4. 地震保険の内容

### (1) 補償対象

居住用建物と生活用動産（家財）が対象

※ 工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物には、地震保険は契約できない。

### (2) 支払対象の損害

地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償

### (3) 契約方法、契約金額

① 火災保険とセットで契約

② 地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内で決める。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となる。

【年間保険料例】

\* 東京都・木造建物（口構造）・割引なし

	契約金額	保険料
建 物	1,000 万円	36,300 円
家 財	500 万円	18,150 円
合 計	1,500 万円	54,450 円

※2017年1月以降保険始期の場合

### (4) 保険料と割引制度

保険料は、建物の構造および所在地（都道府県）により異なる。

また、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度がある（割引の重複適用は不可・所定の確認資料の提出が必要）。（2017年1月現在）

○免震建築物割引：割引率 50%

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合

○耐震等級割引：割引率（耐震等級 3：50% 耐震等級 2：30% 耐震等級 1：10%）

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級を有している場合

○耐震診断割引：割引率 10%

・地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和 56 年 6 月 1 日施行）における耐震基準を満たす場合

○建築年割引：割引率 10%

・昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建物である場合

### (5) 保険金の支払（2017年1月以降保険始期の場合）

居住用建物、家財について生じた損害の程度によって「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」に区別される。

「全損」の場合は契約金額の全額、「大半損」の場合は契約金額の60%、「小半損」の場合は契約金額の30%、「一部損」の場合は契約金額の5%が支払われる（時価が限度）。

### (6) 1回の地震等による総支払限度額

11.3 兆円（2017年1月現在）

※ 関東大震災クラスの大地震が発生しても保険金の支払に支障がないよう設定されている。